

令和 2 年 1 月 2 8 日

調布市長 長 友 貴 樹 様

調布市国民健康保険運営協議会

会長 狩 野 明 彦



国民健康保険財政健全化計画の改定等について（答申）

令和元年12月19日付け31調福保発第2630003号により当協議会で受けた諮問について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記



1 諮問事項

国保財政健全化計画の改定及び保険税率の計画的な見直しについて

2 答申

持続可能な公的医療保険制度の構築に向けて、国民健康保険は平成30年度に新しい制度へ移行し、運営の安定化と財政基盤の強化が図られた。

しかしながら、被保険者の高齢化を主な要因として、保険給付費はなお伸び続けている状況にあり、保険制度における給付と負担の均衡とともに被保険者以外の市民負担をふまえれば、一般会計からの法定外繰入れが多額にのぼっていることは、好ましいとは言えない現状にある。

このため、当協議会では、前回平成30年の答申内容を基本的に踏襲し、国民健康保険法及びこれに基づく東京都国民健康保険運営方針に則り、平成30年3月に市が策定した現行の国保財政健全化計画（計画期間令和5年度まで）に、次に掲げる内容を盛り込む改定を行うとともに、この計画に基づき、税率改定を実施することを市に求める。

- (1) 赤字削減のため、医療費適正化・保健事業、収納率向上、適正な保険税率設定の各財政健全化対策に取り組むこと。
- (2) 一層の収納対策強化により収納率向上を図り、赤字削減につなげること。
- (3) 令和2年度から、原則3年ごとに改定率5パーセント規模の税率改定を実施するとともに、課税限度額について、特に中間所得層の将来的な負担緩和につながることをふまえ、政令の定める基準に合わせた引上げを実施し（課税額年額総計で、令和2年度96万円、令和3年度99万円）、保険税の適正賦課を進めること。
- (4) 令和2年度の税率改定については、標準保険料率をふまえ、応能・応益割合を概ね60：40とすることを基本に以下のとおりとすること。

<所得割 / 均等割 / 限度額>

※は改定なし

医療保険分	5.25%	27,600円	610,000円
後期高齢者医療支援分	1.88%	9,800円	190,000円*
介護保険分	1.66%	11,400円	160,000円*

- (5) これらの対策により、赤字の解消をめざす最終目標年度を令和元年度から22年後となる令和23（2041）年度に設定すること。

以上の内容を反映させた計画の改定案を参考資料として裏面に付する。

3 計画の推進に向けて

今後は、改定計画に基づき、段階的に税率改定を実施していくこととなるが、被保険者へ負担を求めるものであるから、丁寧に説明しながら取り組んでいただきたい。

加えて、一般会計からの法定外繰入れは、被保険者以外の市民の負担でもあり、その理解を得ながら進めていくことも欠かせない。国保財政の現状については、一層の周知を図ることが必要である。

最後に、計画の実現により、世界に誇る我が国の国民皆保険体制を堅持し、今後も市民が安心して医療を受けることができるよう、市は、新たに共同保険者となった東京都と連携し、財源確保と経費抑制に積極的に取り組むとともに、被保険者の状況及び低所得者へ配慮し、国及び東京都に対し、引き続き財政支援の充実を求めるよう要望する。